

●香川県監査委員公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年9月6日

香川県監査委員	林	勲
同	鍋嶋	明人
同	山田	正芳
同	十河	直

- 1 監査対象部局 土木部
- 2 監査対象年度 平成24年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
長尾土木事務所	平成25年8月8日
高松土木事務所	〃
中讃土木事務所	〃
西讃土木事務所	〃
高松港管理事務所	〃
住宅課	平成25年8月20日
技術企画課（工事検査室）	〃
建築指導課	〃
下水道課	平成25年8月22日
港湾課	〃
土木監理課	〃
道路課	平成25年8月23日
都市計画課	〃
河川砂防課	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入事務について

河川占用許可について、占用許可面積を誤り、占用料を過大に徴収しているものがあった。

（長尾土木事務所）

イ 支出事務について

(ア) 委託料及び賃借料の支出手続について、契約どおりに行われていないものがあった。（建築指導課）

(イ) パーソナルコンピュータの修理業務を委託する際に、秘密保持体制の確認等を行って

いなかった。(港湾課)

ウ 手当の支給について

(ア) 県外出張時の超過勤務手当について、超過勤務時間に移動時間を算入しているものがあった。(長尾土木事務所)

(イ) 超過勤務手当について支給漏れがあった。(高松港管理事務所)

エ 契約事務について

港湾海岸侵食対策工事に伴う契約変更について、変更事前協議書及び現場打合簿が作成されていなかった。(長尾土木事務所)

オ 物品管理について

水防情報システムのサーバについて、保管換及び廃棄の手続きができていなかった。(河川砂防課)

(3) 検討指示事項

該当事項なし